

他方で、常にデラウェア州一般会社法に基づき設立された会社が適切というわけではなく、ニューヨーク州又はカリフォルニア州の会社法に基づき米国内子会社を設立する日本企業も多い。また、ニューヨーク州の裁判所に対する信頼性も高いことから、物理的事業所がニューヨーク州にしか存在しないのであれば、ニューヨーク州の会社法に基づき会社を設立する方が適切な場合もある。

4 日本企業が特に注意すべき米国の規制法

設例

米国における規制法について、日本企業に適用のある可能性がある法律として特に注意すべきものがあるか。また、その概要を教えて欲しい。

ポイント

日本企業が特に気をつけるべき米国における規制法及びその簡単な概要は以下のとおりである。

- ① 海外腐敗行為防止法：外国公務員に対する賄賂行為等を禁止・処罰する法律。米国内外で賄賂行為等に共謀、幫助又は教唆を行った者も処罰の対象となる可能性があり、適用範囲が非常に広範である点に注意する必要がある。
- ② OFAC 規制：米国の外交政策、安全保障等の観点から、一定の国、法人、自然人等を対象として行う、取引制限、資産凍結等の一連の経済制裁の総称。米国法人又は米国人に対する規制だが、米国法人が支配する非米国法人にも適用があり、また、米国法人と取引を行う場合には OFAC 規制に抵触しないことが求められる。
- ③ 輸出管理規制：米国では、国家安全保障、商品の供給コントロール、武器及び技術輸出の制限並びに人道的な観点から、商業品、重要技術を用いた設備、ソフトウェア及び技術に関する品目の輸出、再輸出等に関する制限が行われている。特に米国商務省産業安全保障局が

行っている輸出管理規則（Export Administration Regulations、通称EAR）が日本企業との関係では重要である。

- ④ ウイグル強制労働防止法：同法は、新疆ウイグル自治区においてその全部又は一部が生産等された製品は、すべて強制労働によって生産等されたものと推定し、当該製品のすべてが原則輸入禁止とされる。日本企業における米国向けの輸出製品に関するサプライチェーンの見直しに大きな影響を与える可能性がある。
- ⑤ 米国におけるプライバシー保護法：上記コラム「各州で異なる個人情報保護法と連邦法との関係」で述べたとおり、現在統一された連邦法レベルにおける個人情報保護に関する法律がないため、各州において制定されている個人情報保護法を遵守する必要がある。特に影響の大きい、カリフォルニア州消費者プライバシー保護法・同州プライバシー権法について注意が必要である。
- ⑥ Proposition 65：カリフォルニア州市民の飲料水資源を発がん性がある化学物質や生殖機能に影響のある化学物質から保護することも目的とした法律であるところ、発がん性又は生殖機能に影響のある化学物質として非常に広範な化学物質が規制対象となっており、かつ、適用のある製品は飲料水資源に限らず広く消費者向け製品に適用があるため、カリフォルニア州において事業を展開している者に対しては広く適用の可能性がある法律として注意する必要がある。

（1）海外腐敗行為防止法

海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act、以下、「FCPA」という）は、外国公務員に対する賄賂行為等を禁止・処罰すること（賄賂禁止条項）、及び企業に適正な帳簿記録の維持と内部統制システムの構築を義務付けること（会計・内部統制条項）を目的とした法律である。賄賂禁止条項は①発行体（役員、従業員、代理人、株主を含む）、②国内関係者、③米国内で行為の一部を行った者が、会計・内部統制条項は発行体のみが適用対象とされているが、米国内外でこれらの者に共謀、幫助又は教唆を行った者も処罰の対象となる可能性がある。そして、これらの者が、営利上の利益を得る目的で、汚職の意図をもって、外国公務員等に対して、利益を供与する申出を行い、供与し、供与の約束をし、又は、供与の承認をすることを促す行

1 本章の概要

中国は地理的、歴史的、経済的に日本と強い結びつきを持つ世界第2位の経済大国である。日本の中小企業の間でも、商品の仕入先として、あるいは市場として、中国企業との取引や中国への進出は広く行われている。

しかしながら、同じ東アジアの国だから何かトラブルが生じても後から話合いで解決するだろうという思い込みや、中国は法治ではなく人治の国だから、有力者とのコネクションを持っていれば現地でトラブルが生じても何とかなるという思い込みから（自称「中国通」のコンサルタント等がこのようなアドバイスをしてくることもある）、中国ビジネスにおいて法令や契約を軽視する例がいまだに散見される。

以下詳述するように、このような姿勢は大きなリスクを生じさせるものであり、他の国とのビジネスと同様に、正確なルールの把握としっかりとした契約交渉が、自社の事業と利益を守るためには欠かせないものである。

本章では、まず序論として中国ビジネスにおける**法令遵守と契約の重要性**について述べたあと、日本企業が中国企業と契約を締結する場合の留意点、そして日本企業が中国でビジネス展開をする場合の留意点を順に整理する。

なお、以下では「中国」とはいわゆるメインランド・チャイナを指すものとする。また、特に明記しない限り、本章で記載する法令はすべて中国の法令である。

2 序論

—法令遵守及び契約の重要性と中国ビジネスにありがちな誤解

設例

顧問先の中国子会社が保有している工場について、排水が環境基準を満たしていないという匿名の連絡が日本の顧問先本社に直接届いた。中国子会社が起用しているコンサルタントに相談したところ、コンサルタントは地元政府と強いコネクションがあるので、環境規制について実際の取締りを心配することはないと説明された。

ポイント

中国の法令やその運用について、最新かつ正確な理解をすることは容易ではないが、中国ビジネスにおいて法令や契約を軽視するべきではない。各種規制ルールの運用において担当者の裁量が大きい場面があることは確かであるが、自社が法令違反をしてよいということでは決してない。契約に関しては、中国企業は日本よりも契約を重視する文化があるという前提のもと、トラブルが生じてからではなく契約締結の段階でコストをかけてでもしっかりと交渉をすべきである。

(1) 中国における「法」の位置付けと正確な理解の難しさ

ア ● 中国の「法」とは

大まかなイメージとしては、共産党が人民を導いて統治を行うことがその憲法で宣言され、その指導のもとに立法府、行政府、裁判所が存在する中国において、「法」は民主的なプロセスによって制定され国家権力を抑制するものではなく、共産党を頂点とする国家権力が国家運営のために都度取り決め、必要に応じて変更するルールととらえた方が実態に合致していると思われる。

イ ● ルールの理解と予測の困難さ

中国では

- ① 法令が制定されるスピードが速い
- ② 全国人民代表大会（全人代）による制定法、国家レベルの行政組織による規則（国务院の行政法規及び部門の部門規則）、地方の人民代表大会による地方性法規、地方政府による地方規則と各レベルで多数の法規が定められているところ、国家レベルの部門規則と地方性法規の優劣関係が明確でなく、しかも相互に矛盾していることがある
- ③ 日本の感覚では全国で統一的なルールで処理されるべきと思われる点まで地方ごとに異なることがある（筆者の実際の体験でも、第一審判決に対する上訴のための書類の提出先（原審裁判所か上訴審裁判所か）が地方によって異なっていた、という日本の実務感覚では想定しにくいケースが存在した）。

このような理由から、最新かつ正確な法規や制度の内容を把握することが

(IRDA166条)。

イ ● 強制清算

強制清算は、**裁判所が清算申立てについて判断することとなるため**、より複雑な手続となる。強制清算の申立てをできる者は会社自体や債権者等一定の者であるが (IRDA124条)、**通常は債権者の申立てによって始まる**。一般的には、申立権者の負担した申立費用の少なくとも一部については清算人から回収されることとなる (IRDA 127条(2))。

強制清算を申し立てる者は、IRDA125条に規定された破産開始原因となる事由に基づき申立てをする。破産開始原因には、会社が15,000シンガポールドルを超える債務について履行できないこと、定款上規定された会社の存続期間が満了したこと、取締役が会社や株主ではなく自らの利益のために行動していること、裁判所が会社を清算することが公平かつ公正であると判断したこと等が挙げられる。

4 M&A

設例

顧問先から、シンガポールの会社の買収を検討しているが、シンガポールにおいては、M&Aの手法としてどのようなものがあり、それぞれについて日本法と比較した場合のような点に気をつける必要があるかについて質問を受けた。また、M&Aに付随する問題としてどのような点に留意すべきかについても質問を受けた。

ポイント

非公開会社を対象会社として買収する場合は株式譲渡又は事業譲渡が選択されることが多い。シンガポールの事業譲渡においては、日本と異なり、雇用法が適用される従業員の雇用契約が譲渡会社から譲受会社に、原則として自動的に同一条件で承継される。また、M&Aに付随する問題として、日本とは異なる競争当局の事前通知制度があること、未上場会社の株式の取引にもインサイダー取引規制が適用される可能性が

あること、及び事業の再編を理由とする解雇において勤続年数に応じた手当の支払が要請されていること等に留意する必要がある。

(1) シンガポールにおけるM & Aの手法

シンガポールにおいて、M & Aの手法としては、主に①株式譲渡、②事業譲渡、③スキーム・オブ・アレンジメント、④合併の4つがある。日本のような会社分割、株式交換、株式移転に相当する制度はない。

非公開会社であるシンガポール法人を対象会社として買収する場合には、株式譲渡又は事業譲渡が選択されることが一般的である。非公開会社の買収においては、上場会社の買収に比べあまり規制を受けず当事者が自由に設計できる部分が多いが、契約書に関しては基本的には英国の影響を強く受けたスタイルで作成されることが多い。なお、シンガポール法人を対象会社とする株式譲渡契約や事業譲渡契約の準拠法は必ずしもシンガポール法にしなければならないというわけではなく例えば日本法とすることも可能ではあるが、その場合でも一定のシンガポール法（例えば、後述する、事業譲渡における従業員の自動承継）については排除できないこともあり、実務上は、シンガポール法を準拠法とすることが一般的である。

ア ● 株式譲渡

2016年の会社法改正により、非公開会社については、株主名簿の作成・据置義務がなくなっており、株主の変更についてACRAに登録してはじめて、株式譲渡の効力が認められるものとされている（会社法126条(3)）。ACRAのオンラインのシステム上、当該ACRAへの登記申請をするためには印紙税の支払を済ませておく必要がある点にも留意を要する。

実務上は、カンパニーセクレタリーがACRAへの登録や、旧株券の破棄・譲受人に対する新たな株券の発行（会社法130条AE）等を行う。日本の株券発行会社の場合と異なり、シンガポールにおいては、株券の引渡しは株式譲渡の効力要件ではないが、株券はその株式を有する株主の所有権を証明する一応の証拠とされており（会社法123条(1)）、カンパニーセクレタリーへの提出が要求される。

また、既存の株主からの既発行株式の譲受けではなく、**第三者割当ての方法**で対象会社の新株を取得する場合、日本では取締役会決議で第三者割当て

Director) という機関が設置される。署名権限取締役は、取締役のうち、会社を代表して署名をする権限を有する取締役のことである。署名権限取締役の権限は柔軟に設定をすることができ、例えば、署名権限取締役を複数設置したうえで会社を代表するには当該複数の署名権限取締役全員の署名が必要と定めることもできるし、一定の事項はある署名権限取締役が単独で会社を代表できるといった定めも可能である。そして、署名権限取締役の具体的な氏名と、署名権限取締役の権限の具体的な定めは登記事項証明書(Affidavit) で公示され、取引相手企業の署名権限取締役の氏名とその権限を確認することが可能となっている。

オ ● 会計監査人

タイの非公開会社では、常に外部の会計監査人を選任しなければならない(民商法1208条、1209条)。

カ ● 付属定款による柔軟な制度設計

タイの「定款」には、**基本定款 (Memorandum of Association)** と **付属定款 (Articles of Association)** があり、いずれも公示される。基本定款は会社設立のために作成する必要がある(民商法1097条)が、会社の名称、住所、事業目的といった基本的な項目のみを定めるものである。一方、付属定款は法律上作成が義務付けられないが、これまでに株主総会や取締役会の決議事項の設定、決議要件の加重や、署名権限取締役の権限設定について述べたとおり、付属定款の定めによって、非公開会社の制度を相当柔軟に設計することができる。取締役の選任について、株式を2つのグループに分けて、Aグループの株主がX名の取締役を、Bグループの取締役がY名の取締役を選任するといった定めを置くことも可能である。

外資規制に対応するためにタイ側株主が過半数株主となっているジョイント・ベンチャー企業(後述)においては、外国側株主の権利を保護するための付属定款による手当がしばしばなされている。

ただし、付属定款は**タイ語で作成**し、登録する必要があるため、実際に登録される付属定款が本当に想定している内容になっているかについては注意する必要がある(特に、ジョイント・ベンチャーにおいて、タイ側株主にジョイント・ベンチャー企業の設立手続を任せる場合には注意しなければならない)。

(3) 外資規制とジョイント・ベンチャー企業

ア ● 総論

タイでは、1972年に「Announcement of the National Executive Council No.281」、通称「**外資規制法**」が制定されてから現在に至るまで、外資規制の大きな枠組みは変わっていない。すなわち、以下で詳述するように、**同法が定義する「外国人」**による一定の事業の実施に制限を加えるとともに、タイで設立される法人については、外国資本の出資比率をもとに「外国人」に該当するかどうかを判断するという枠組みである。

結果、タイにおいては、ビジネス上の理由だけでなく、外資規制上「外国人」と扱われない地位（いわゆる「**内資ステータス**」）を得る目的で、日本資本を含む外国資本が、タイの内国資本とジョイント・ベンチャー企業を設立することが長年行われてきた。それに伴い、特に事前の備えをしないままにタイ側株主とジョイント・ベンチャー企業を設立したような事例において、ジョイント・ベンチャー企業の運営に関するトラブルも生じている。

イ ● 外資規制の概要

現在、タイの外資規制の一般法として位置付けられるのは1999年10月20日に成立し、2000年3月1日に施行された「**外国人事業法**」(Foreign Business Act B.E. 2542)である。

外国人事業法は、同法が定義する「外国人」が、タイ国内で一定の事業活動を実施することを原則として禁止している（同法8条）。同法における「外国人」に該当するのは以下のいずれかに該当する者である（同法4条）。

- ① タイ国籍を有しない個人
- ② タイ以外で設立された法人
- ③ タイで設立された法人で、株式の50%以上を①又は②が保有しているもの
- ④ 有限パートナーシップ又は登録普通パートナーシップで、マネージングパートナー又はマネージャーが①であるもの
- ⑤ タイで設立された法人で、①から④までのいずれかが保有する株式の合計が株式の50%以上になるもの

外国人事業法は、このような外国人による事業活動が禁止される業種を、別表1（外国人が営むことができない事業）、別表2（国家の安全、伝統芸術の

1 本章の概要

国際取引の決済方法には多くの手段があるが、その大多数が取引銀行等を介した**送金決済**であり、それに次いで**荷為替信用状**や**荷為替手形**によるものが多いとされている。このように、**為替手形**は今なお国際取引の決済で利用されているが、手形法の世界的統一が進まない現状では、手形の利用にも不便がある。そこで、1988年に**UNCITRAL 国際手形法条約**が成立したが、現時点ではその発効に至っていない。なお、**電子決済**の利用は、現在でも一部に限られているようである。

本章では、各種の決済手段を比較しながら、貿易取引の実態に沿って、①国際取引決済で留意すべき点を確認したうえで、②リスクを回避する手法を検討するが、リスク回避に有益な手段として、③保険の活用も視野に入れる。なお、銀行を介した国際決済を補完する制度として、④**国際ファクタリング**にも注目しておきたい。

2 国際取引決済の留意点

設例

発展途上国に向け精密機器の製造及び輸出を業としている顧問先の中小企業から、①代金回収のリスクを避けるうえで留意すべき点について相談された。さらに別件で、機器製造に不可欠な半導体が世界的に不足しており、半導体の輸出業者と新規に契約したところ、②代金の前払を求められたが、どのように対応すべきかとの相談も受けた。

弁護士としては、どのようにアドバイスすべきか。

ポイント

決済の中でも特に前払決済や後払決済は、それぞれによって輸出者側と輸入者側の双方にリスクが伴うため、慎重な対処が必要となる。輸出取引では、製造原価分だけでも前払で受けるのを基本とすべきであろう（淵邊善彦「中小企業の海外展開における法務のポイント」会社法務A2Z

172号(2021年)9頁)。また、新規の取引先との契約に際しては、リスク回避のため十分な信用調査を要するとともに、必要に応じて保険の利用も考慮に入れるべきである。なお、本設例では発展途上国に特有のリスクへの備えも考慮する必要がある。

(1) 輸出取引のプロセス

発展途上国向けとしての輸出取引を進めるに当たっては、相手国に特有のリスクや取引先の信用リスクを念頭において、代金回収が確実にできるような考慮すべきである。取引のプロセスは一般に、①相手先の情報収集・営業活動、②支払条件の決定、③売買契約書の締結、④輸出貨物の船積・積出、⑤貨物代金の回収、という手順になる。目的の代金回収を円滑に行うために、それぞれのプロセスで**リスクを排除**する工夫が必要となる。

(2) 支払条件の決定

決済方法を回収リスクの少ない順に挙げるとすれば、以下のようになる。

ア ● 代金の前受け (Cash in advance)

全額前受け (Telegraphic Transfer (T/T) 電信送金等) による場合には、まず回収リスクはない。ただし、買い手が難色を示すことも考えられる。また、時には「前受金 (相手にとっては前払金) 返還保証状 (リファンドメント・ボンド)」の差入れを求められることもあるが、とにかく一部でも前受けすることで、回収リスクの軽減を図ることができる。

イ ● 銀行発行の信用状取引

国際商業会議所 (ICC) 制定の「信用状統一規則」に準拠した信用状での取引では、発行銀行の支払確約があり、書類が信用状条件を充足する限り代金回収は確実といえる。ただし、**発展途上国**では発行銀行の信用不安等もあり得るため、欧米の一流銀行による信用状の「確認 (Confirmation)」付加を検討すべきである。また、大手の銀行のサービスには**サイレント・コンファメーション (Silent Confirmation)**があり、買取銀行と輸出者との間で特約することも可能である。つまり、発行されたL/Cが確認銀行による確認を求めている場合でも、特約により確認を受けられる慣行があり、受益者